

第3期岩内町国民健康保険  
特定健康診査等実施計画

(平成30年度～平成35年度)

平成30年3月  
岩内町

# 目 次

<b>第1章 計画の概要</b>	
第1節 計画の背景	1
第2節 計画の目的・位置づけ	2
第3節 計画の期間	2
<b>第2章 第3期計画における達成目標</b>	
第1節 特定健康診査の実施率	3
第2節 特定保健指導の実施率	3
<b>第3章 特定健康診査等の対象者数</b>	
第1節 対象者の推計	4
<b>第4章 特定健康診査等の実施方法</b>	
第1節 特定健康診査の実施方法	5
1 実施項目	
2 実施期間	
3 実施形態	
4 外部委託基準	
5 周知・案内の方法	
6 結果について	
7 実施率向上のためのアプローチ	
第2節 特定保健指導の実施方法	7
1 保健指導プログラム	
2 実施形態	
3 外部委託基準	
4 評価	
5 実施率向上のためのアプローチ	
<b>第5章 年間スケジュール</b>	9
<b>第6章 効果的な施策展開のために</b>	
第1節 事業者健診等のデータ収集	10
第2節 北海道国民健康保険団体連合会との連携	10
第3節 広報及び情報提供	10
<b>第7章 記録の管理</b>	
第1節 保存方法	11
第2節 保存年限	11
第3節 個人情報の保護	11
<b>第8章 計画の推進</b>	
第1節 計画の管理・評価	12
第2節 計画の公表・周知	12

## 第1章 計画の概要

### 第1節 計画の背景

近年、高齢化の急速な進展に伴い、疾病構造も変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合は増加し、死亡原因でも生活習慣病が約6割を占め、医療費に占める生活習慣病の割合も国民医療費の約3分の1となっている。

生活習慣病の中でも、特に、心疾患、脳血管疾患等の発症の重要な危険因子である糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の有病者やその予備群が増加しており、また、その発症前の段階であるメタボリックシンドロームが強く疑われる者と予備群と考えられる者を合わせた割合は、男女とも40歳以上では高く、40～74歳において、男性では2人に1人、女性では5人に1人の割合に達している。

生涯にわたって生活の質の維持・向上のためには、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の発症、あるいは重症化や合併症への進行の予防に重点を置いた取組が重要であり、喫緊の課題となっている。

こうした中、平成20年度より、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、糖尿病等の生活習慣病の発症及び重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導が導入された。

岩内町においても、平成20年度から特定健康診査・特定保健指導を実施しているが、現在の特定健康診査実施率は、目標値とは相当の開きがあり、大きな課題となっている。

制度導入から10年が経過し、平成29年度をもって第2期計画期間が満了する。引き続き糖尿病等の生活習慣病の発症及び重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導の基本的な枠組みを維持し、生活習慣病等の疾病予防や重症化予防をさらに進めるため、平成30年度を初年度とする第3期国民健康保険特定健康診査等実施計画を定める。

## 第2節 計画の目的・位置づけ

この計画は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、岩内町が国民健康保険の保険者として、40歳～74歳の被保険者に対する、特定健康診査及び特定保健指導の実施について、具体的な内容を定める計画である。

この計画は、国の特定健康診査等基本指針に基づき定める計画であるが、より効果的な取組とするため、北海道医療費適正化計画及び岩内町の健康づくり施策との調和を図るものとする。

この計画は、健康増進法に基づく「岩内町健康増進計画（平成25年度～平成34年度）」において規定された、特定健康診査及び特定保健指導に関する実施計画としても位置づけされる。

## 第3節 計画の期間

第1期及び第2期は5年を一期としていたが、医療費適正化計画等が見直されたことをふまえて、第3期（平成30年度以降）からは6年を一期として策定するもので、この計画は、平成30年度から平成35年度までを期間とする。

また、必要に応じて内容の見直しを行う。

## 第2章 第3期計画における達成目標

第3期計画においては、平成35年度におけるメタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少を目指し、特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上を図る。

### 第1節 特定健康診査の実施率

特定健康診査の実施率については、平成28年度に24.5%であった第2期の現状を踏まえ、平成30年度を35%とし、以降は段階的に上昇させて平成35年度に60%(国が示した基準)となるよう目標を設定する。

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
35%	40%	45%	50%	55%	60%

### 第2節 特定保健指導の実施率

特定保健指導の実施率については、平成28年度に66.7%であり、第2期で国が示した基準である60%を達成しているため、これを維持するよう目標を設定する。

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
60%	60%	60%	60%	60%	60%

### 第3章 特定健康診査等の対象者数

#### 第1節 対象者の推計

特定健康診査・特定保健指導は、40歳～74歳までの被保険者を対象に実施する。平成29年度当初の人口に対する被保険者の割合をもとに、平成35年度における対象者を推計した。

##### ◆40歳以上の被保険者数の推計

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
40～64歳	1,010人	985人	964人	954人	948人	950人
65～74歳	1,292人	1,272人	1,281人	1,293人	1,235人	1,199人
計	2,302人	2,257人	2,245人	2,247人	2,183人	2,149人

##### ◆対象者数の推計

特定健康診査（年度中異動者等を見込み、対象者を被保険者数×85%とした）

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
対象者数	1,957人	1,918人	1,908人	1,910人	1,856人	1,827人
受診者数	685人	767人	859人	955人	1,021人	1,096人

特定保健指導（動機付け支援及び積極的支援の対象者を特定健診実施者数×13.5%とした）

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
対象者数	92	104	116	129	138	148
受診者数	55	62	70	77	83	89

## 第4章 特定健康診査等の実施方法

### 第1節 特定健康診査の実施方法

#### 1 実施項目

保健指導を必要とする方を的確に抽出・選定するための項目を、下表のとおり設定する。

①基本項目（全員）	質問項目、身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）、理学的検査（身体診察）、血圧測定、脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）、肝機能検査（GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP）、糖尿病検査（空腹時又は随時、HbA1c）、尿検査（糖、蛋白）
②詳細項目 （医師が必要と判断し実施する項目）	心電図検査 眼底検査 貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値） 血清クレアチニン検査
③その他項目 （腎機能ハイリスク者早期把握や心血管リスクを評価するため必要に応じ実施する項目）	血清尿酸検査 尿潜血 総コレステロール
④2次検査項目 （特定保健指導対象者等に自らの身体で起こっていることをイメージさせ、予防意識を効果的に高めるために、実施する項目）	75g糖負荷検査 微量アルブミン尿検査 頸動脈超音波検査等

#### 2 実施期間

6月から翌年2月まで実施する。

#### 3 実施形態

- 特定健康診査は、個別健診及び集団健診を、外部委託基準により委託して実施する。
- 個別健診は、岩宇医師会等を通じて地域の医療機関等に委託する。
- 集団健診は、巡回型の健診として、特定保健指導と一体的に実施できる健診機関に委託する。実施場所は、プライバシー保護に配慮して岩内町保健センター等で実施する。

## 4 外部委託基準

国が定める「標準的な健診・保健指導プログラム」における特定健康診査の委託の基準を満たしていることを条件とする。

## 5 周知・案内の方法

- 特定健康診査開始時期にあわせて受診券及び受診案内を作成し、対象者に郵送する。
- 特定健康診査の実施にあたり、広報紙や町のホームページ、防災行政無線等でお知らせする。

## 6 結果について

- 特定健康診査を実施した医療機関は、実施結果データを町に直接提出するか、町の委託を受けて決済を代行する北海道国民健康保険団体連合会に送付する。
- 北海道国民健康保険団体連合会に送付された実施結果データは、定期的に町に送付される。
- 医療機関から、直接または北海道国民健康保険団体連合会を経由して町に送られた結果データを確認のうえ、直接、個別に受診者に結果を分かりやすく説明する。
- 集団健診を受診した方に対しては、結果説明会を開催する。

## 7 実施率向上のためのアプローチ

- 広報紙、防災行政無線及び町のホームページ等を用い、特定健康診査の周知をする。また適宜、生活習慣病予防について啓発する。
- 被保険者証の送付など被保険者に対する通知の機会を利用して、受診勧奨を行う。
- 訪問や電話等により、直接対象者に受診勧奨を行う。
- 集団健診は、土日の休日を中心にがん検診とセットで実施する。
- 商工団体等を通じて自営業者等への啓発を行う。
- 本人同意のもとで、保険者が診療における検査データの提供を受け、特定健康診査結果のデータとして円滑に活用できるよう、かかりつけ医との協力及び連携を行う。



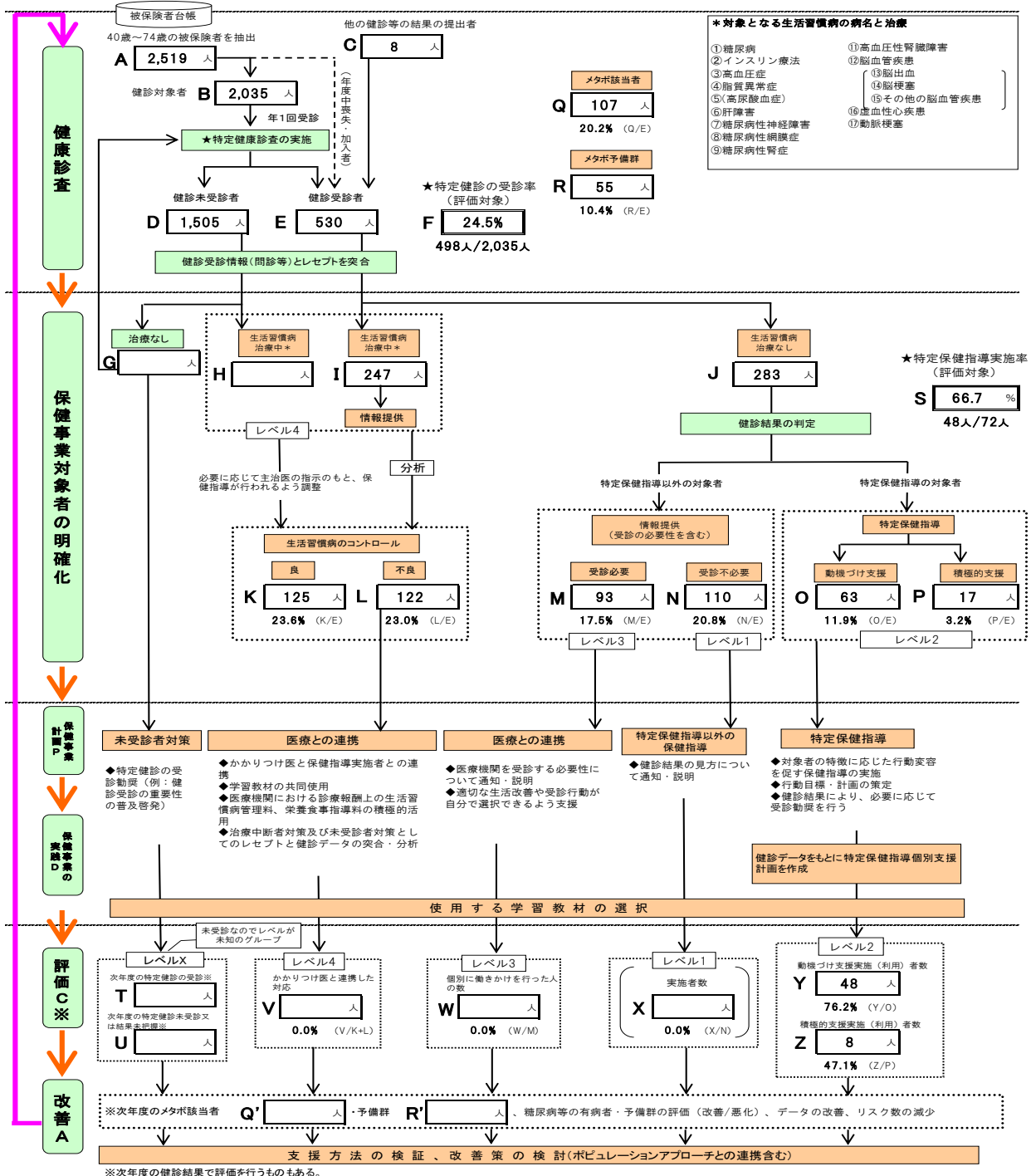
## 第2節 特定保健指導の実施方法

### 1 保健指導プログラム

「標準的な健診・保健指導プログラム(平成30年版)」様式5-5をもとに、特定健康診査結果から保健指導対象者の明確化、保健指導計画の策定・実践評価を行う。

糖尿病等生活習慣病予防のための健診・保健指導  
健診から保健指導実施へのフローチャート (平成28年度実績)

様式5-5



## 2 実施形態

- 特定保健指導は、町が実施主体とする。保健指導機関に委託する場合は、特定健康診査と一体的に実施できる機関とし、外部委託基準により委託する。
- 個別に実施することを基本とする。

## 3 外部委託基準

国が定める「標準的な健診・保健指導プログラム」における保健指導のアウトソーシングの基準を満たしていることを条件とする。

## 4 評価

- 対象者個人の改善状況で評価を行う。
- 対象者を地域や年齢、性別単位に区分して改善度を集団として評価を行う。
- 対象者の選定やプログラムの有効性、継続性、費用対効果など事業運営について評価を行う。

## 5 実施率向上のためのアプローチ


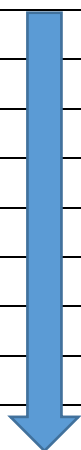

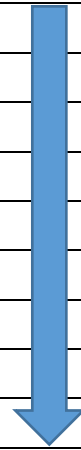
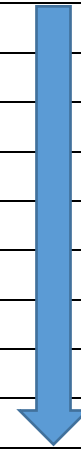



- 広報紙や町のホームページにおいて、特定保健指導について周知を行う。また、様々な機会を通じ、特定保健指導のPRを実施する。
- 面接等により、直接対象者に利用の勧奨を行う。
- 特定保健指導を実施する場所は、利用者の利便性に配慮する。

## 第5章 年間スケジュール

特定健康診査受診券及び受診案内は、特定健康診査開始時期にあわせた5月末頃に対象者へ送付する。

特定健康診査は、6月から翌月2月にかけて実施する。

特定保健指導の対象者となった者には、7月から「動機付け支援」「積極的支援」を実施する。2次検査は7月から実施を開始する。

	受診券 受診案内送付	特定健康診査 集団健診	特定健康診査 個別健診	特定保健指導	2次検査
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					

## 第6章 効果的な施策展開のために

### 第1節 事業者健診等のデータ収集

特定健康診査とは別に、これに相当する健診を受けた場合の結果提供を呼びかける。

- 受診案内、広報紙及び町のホームページ等を用いて結果提供の周知を行う。
- 面接等により、直接対象者に結果提供を勧奨する。

### 第2節 北海道国民健康保険団体連合会との連携

特定健康診査結果の電子データは、北海道国民健康保険団体連合会へ送付される。同連合会では国保データベースシステム（KDBシステム）を運営しており、健診・医療・介護データを基にした分析が可能となるため、これを有効活用する。

### 第3節 広報及び情報提供

広報紙や町のホームページをはじめ、あらゆる手段、機会を通じて制度の意義、重要性について情報提供し、しっかりと理解していただけるよう普及啓発に努める。

## 第7章 記録の管理

### 第1節 保存方法

特定健康診査結果等のデータについては、保健福祉課のPCに保存し、データ管理するアプリケーションへは、限定された者のみアクセスとするため、担当者が厳重に保管するアクセスキーを利用して行う。

### 第2節 保存年限

特定健康診査の記録の保存義務期間は、基本的に5年間とされているが、健康づくりの重要な情報となることから、可能な限り長期間保存し、参照できるようにする。

### 第3節 個人情報の保護

特定健康診査等に関するデータは、重要な個人情報であることから、岩内町個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する法律、さらには同法に基づくガイドライン等を踏まえ、厳格な運用管理を行う。

委託先に対しては、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等について契約に定め、その徹底を強く求める。

## 第8章 計画の推進

### 第1節 計画の管理・評価

町は、実施主体として、円滑な運営のため事業の企画、実施及び評価とともに、計画全体の進行管理を行う。最終目標は、生活習慣病の発症予防及び重症化予防である。メタボリックシンドロームの該当者、予備群の減少について、年度単位で検討する。また、長期的には、医療費適正化の観点からも評価する。

### 第2節 計画の公表・周知

本計画は、町のホームページ等において公表する。